

保税蔵置場許可申請の実務

2010年7月

北海道行政書士会会員
行政書士 滝沢俊行

※ 無断複製を禁止します

はじめに

行政書士の渉外業務については、国際人流からの出入国、在留手続関係の業務、国際結婚、相続などの民事一般業務、外為法に基づく諸手続きや現地法人、合弁企業設立などの商事法務、酒類、タバコなどの外国產品の輸入に関する許認可業務、あるいは著作権などの知的財産権に関する業務など枚挙にいとまがない。

その中で、国際物流という視点からみた分類からも行政書士が担わなければならない業務が数多く存在しており、今回本稿により検討する関税法にもとづく「保税保税蔵置場許可申請」もその中のひとつである。

ヒトの流れの国際人流に対比する、モノの流れとしての国際物流ということからみても興味が得られる業務である。

また、保税保税蔵置場の許可申請業務については、実務上から見た場合、倉庫業法にもとづく営業倉庫の登録業務に関連して相談を受ける場合が多いことから、倉庫業法、建築基準法、都市計画法、消防法など各種手続法に関する情報の把握が不可欠である。

さらに関税法は、刻々変化する国際経済の状況に応ずるため、比較的頻繁に改正されることが特徴であるため、業務にあたっては、常に最新の法律情報を入手し対応することが求められる。このことについては、関税法を管轄する税関ではホームページにて最新の情報を随時提供しているので参考にしてほしい。

諸兄研鑽し、保税保税蔵置場の許可申請業務を新たな業務分野として取り組まれることを願うものである。

2010年7月

北海道行政書士会会員

行政書士 滝沢俊行

基 本 情 報

・関係法令

関 稅 法 最終改正：平成22年3月31日
関税法施行令 最終改正：平成22年6月30日
関税法基本通達 最終改正：平成22年6月30日

・参考図書

関税六法（財団法人日本税関協会）
関税関係基本通達集（財団法人日本税関協会）
関税関係個別通達集（財団法人日本税関協会）
保税ハンドブック改訂5版（財団法人日本税関協会）

・関連ホームページ

税 関 <http://www.customs.go.jp/index.htm>
財団法人日本税関協会 <http://www.kanzei.or.jp/>

・税関署所在地（北海道分）

函館税関本関住所 〒040-8561 函館市海岸町24番4号（函館港湾合同庁舎）
電 話 0138-40-4218（税関広報広聴官）
札幌税関支署 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目（札幌第2合同庁舎）
電 話 011-231-1443（税関相談官）
小樽税関支署 〒047-0007 小樽市港町5番2号（小樽地方合同庁舎）
電 話 0134-23-4163（管理課）
室蘭税関支署 〒051-0023 室蘭市入江町1番地13（室蘭地方合同庁舎）
電 話 0143-22-7201
釧路税関支署 〒085-0022 釧路市南浜町5番9号（釧路港湾合同庁舎）
電 話 0154-22-3730
留萌税関支署 〒077-0048 留萌市大町3丁目37番地の1（留萌港湾合同庁舎）
電 話 0164-42-0467
苫小牧税関支署 〒053-0004 苫小牧市港町1丁目6番15号（苫小牧港湾合同庁舎）
電 話 0144-34-1953
稚内税関支署 〒097-0001 稚内市末広5丁目6番1号（稚内地方合同庁舎）
電 話 0162-33-1075
根室税関支署 〒087-0032 根室市花咲港434番地（花咲港湾合同庁舎）
電 話 0153-25-8257

保税蔵置場許可申請の実務

1. 保税地域制度について

① 保税地域とは

貨物の輸出入手続については、その貨物を特定の場所に蔵置して行うことが円滑な通関手続のために必要である。

輸出入手続を適正かつ効率的に行い、また貨物を輸入手続未済のまま、蔵置又は加工・製造、展示等をすることができる特定の場所を「保税地域」という。

保税地域は、一般的には一定区画の土地又は建造物いう。水面や造船、車両のように定着性のないものは保税地域とすることはできない。しかし、土地に囲まれ、又は他と全く区別された貯水場のような水面、又は土地に定着しているさん橋その他の工作物のように定着性のあるものについては保税地域とすることができる。

② 保税地域の種類

保税地域は、その機能に応じて、①指定保税地域、②保税蔵置場、③保税工場、④保税展示場および⑤総合保税地域の5種類に区分される（関税法第29条）。

保税地域の設置については、保税地域の所在地を管轄する税関長の許可が必要とされる。以下、本稿においては②の保税蔵置場の許可手続を検討する。

③ 保税蔵置場について

保税蔵置場は、外国貨物の積卸、運搬、蔵置ができる場所として、申請に基づいて税関長が許可した保税地域である。

輸出入貨物の税関手続を簡易・迅速に処理するために設けられたものであり、外国貨物を輸入手続をすることなく、長期にわたり蔵置することが可能である。保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、その貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年である。これは、取引の円滑と中継貿易の発展に寄与するためのものである。

2. 保税蔵置場所の許可

① 保税蔵置場の許可の要件

保税蔵置場の業務は、関税法の規定に即し、適正に行われなければならないため、保税蔵置場の許可を受けようとする者について、貨物のセキュリティ管理が不十分な場合、

法令遵守の体制が整備されていない場合など、関税法第43条において規定する許可の要件を充足しないと認められる次のいずれかに該当する場合には、税関長はその許可をしないとされる（関税法第43条・関税法基本通達43-1）。

イ、申請者が、保税蔵置場の許可を取り消された日から3年を経ていない場合

ロ、申請者が、関税法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は通告処分を履行した日から3年を経ていない場合

ハ、申請者が、関税法以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ていない場合。

二、申請者（会社、組合）の役員（代理人、支配人等）に上記イからハまでに該当する者がいる場合。

ホ、申請者の資力が薄弱（関税、輸入品に課される内国消費税、手数料の負担に耐えられない）、業務の遂行能力が不十分（必要な法令等の知識がなく、あるいは記帳能力がない）と認められる場合。

ヘ、許可を受けようとする場所又は設備が、保税地域として不適当と認められる場合。

ト、保税地域の利用見込みが少なくなった場合又は利用価値がなくなった場合

3. 保税蔵置場の許可の取消し等

① 許可の取消し

保税蔵置場での貨物等の輸出入手続きを引き続き行わせることが、関税行政上不都合であると認められる事態が発生した場合には、税関長は行政上の処分として、保税蔵置場の許可を取り消すことができるとされる（関税法43条）。

② 許可の取消し事由

次のような場合、保税地域の許可の取消し又は搬入停止等の処分が行われることがある。

イ、関税法の規定に違反した場合

ロ、禁錮以上の刑に処せられた場合

ハ、役員が欠格事由（次の1から3）に該当した場合

1. 保税地域の許可を取り消された日から3年を経ていない者。

2. 関税法の規定に違反して、刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行

を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は通告の旨を履行した日から3年を経ていない者。

3. 関税法以外の法令の規定に違反して、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ていない者。

二、資力が薄弱（関税、輸入品に課される内国消費税、手数料の負担に耐えられない）、業務の遂行能力が不十分（必要な法令等の知識がなく、あるいは記帳能力がない）と認められる場合。

ホ、保税蔵置場の場所又は設備が、保税地域として不適当と認められる場合。

ヘ、保税地域の利用見込みが少なくなった場合又は利用価値がなくなった場合

4. 保税蔵置場の許可の申請手続

① 保税蔵置場許可申請書の作成

法第42条第1項（保税蔵置場の許可）の規定による許可を受けようとする者は、「保税蔵置場許可申請書」（C-3120・記載例1. を参照）を所轄の税関長あてに提出しなければならない。提出通数は1通。ただし税関支署を経由する場合は2通提出する。

申請書作成上の注意はつぎのとおりである。

イ、申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名いずれかを選択することができる。法人の場合は、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択する。

ロ、記載する蔵置場の面積については、別紙にて求積の根拠を明らかにする。

② 許可申請時の添付書類

前項の項の保税蔵置場許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

イ、申請者の信用状況を証するに足りる書類

ロ、許可を受けようとする蔵置場及びその付近の図面

ハ、保税蔵置場としての利用の見込書

ニ、許可を受けようとする蔵置場が営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表

ハ、申請者が法人である場合においては当該法人の登記事項証明書及び定款の写し

ニ、その他参考となるべき書類

参考として、下記に冷蔵庫保税蔵置場の例を掲げた。

冷蔵庫保税蔵置場許可申請書の添付書類

- ① 保税蔵置場面積計算書
- ② 申請理由書
- ③ 会社登記簿謄本
- ④ 会社定款
- ⑤ 事業報告書（直前3期分）
- ⑥ 役員名簿、従業員名簿及び会社組織図
- ⑦ 蔵置場の管理体制及び帳票組織
- ⑧ 役員履歴書
- ⑨ 保税業務担当者履歴書
- ⑩ 誓約書
- ⑪ 委任状
- ⑫ 就業規則の写し
- ⑬ 冷蔵倉庫寄託約款（倉庫業登録時に提出したものとのコピー）
- ⑭ 冷蔵倉庫料金表（倉庫業登録時に提出したものとのコピー）
- ⑮ 保税蔵置場貨物管理規定（略称「CP」。記載例2. を参照）
- ⑯ 貨物の保管規則
- ⑰ 保税蔵置場貨物取扱利用見込表（3年間分。記載例3. を参照）
- ⑯ 業務寄託契約書の写し
- ⑯ 経路図（所轄税関事務所から申請保税蔵置場までの経路）
- ⑯ 付近見取図
- ⑯ 地番図
- ⑯ 不動産登記簿謄本の写し
- ⑯ 土地賃貸契約書の写し
- ⑯ 保税蔵置場平面図およびその他図面類
- ⑯ 建築確認通知書・消防設備等点検報告書の写し
- ⑯ 警備委託契約書の写し
- ⑯ 倉庫業登録証および倉庫明細書・冷蔵施設明細書の写し
- ⑯ 食品衛生法許可証の写し

③ 添付書類の作成及び収集のポイント

許可審査は、許可後実際の保税業務を遂行するにあたって、関税法、関税法基本通達などの関係法令に基づいて業務がなされるかどうかを判断することになる。

付録1. として「保税業務確認事項」（9ページ以降）を掲載したので、内容を確認されたい。

具体的な審査については、申請書に添付する「保税蔵置場貨物管理規定（略称「CP」・記載例2.）」に基づいた業務処理が確実に行うことができるかどうかということである。

業務受託時あるいは添付書類の作成、収集の段階で、申請依頼者と「内部監査チェックリスト（付録2.）」に記載の各事項について、綿密に打合を行うことが必要である。

審査の過程で、所轄税関署からの立ち入り調査があるが、このときの調査のポイントもこの「内部監査チェックリスト」にもとづく内容が重点的に確認されることになる。

また、構造および設備については、倉庫業登録の審査時ものが採用されるので、倉庫業登録の際に作成した申請書類については十分に把握しておかなければならない。

なお、同一申請者が同一の税関管轄内の場所において同時に二以上の許可申請を行う場合には、同一内容の添付書類については、一部で足りるものとする（関税法基本通達42-8）。

5. 保税蔵置場の許可と更新

① 保税蔵置場の許可とその条件

税関長は、保税蔵置場の許可に際して、条件を付することとされている。

保税蔵置場の許可に際しては、蔵置貨物の種類の変更に際しては税関長の承認を受けるべき旨、所要の届出業務を課する旨などの条件を付することがある。

保税蔵置場の許可に際して付することとされている条件の具体的な内容については、関税法基本通達42-11（許可の際に付する条件）を参照。

税関署長から許可時に交付される許可証と許可条件は、付録3. のとおりである。

なお、許可時には登録免許税9万円を納付しなければならない。

② 許可の期間とその更新

保税蔵置場の許可の期間は、10年以内と定めて、更新を受けることができることとされるが、運用上の措置として、6年ごとに、その更新を受けることになる。

なお、この場合の期間の更新は、期間の満了に際して行う新たな許可の性格を持つていることから、単純な期間の延長ではないものとされている。

③ 期間の更新の手続

保税蔵置場の許可の期間の更新の申請は、「保税蔵置場・工場許可期間の更新申請書」(C-3140)を、税関に提出することにより行う。

なお、保税蔵置場の許可の期間の更新をしたときは、税関長は、広く関係者に周知するため、直ちにその旨を広告しなければならないこととされている。

2010.07.15 TAKIZAWA

無断複製を禁止します

保税業務確認事項

関税法 最終改正：平成22年3月31日

関税法施行令 最終改正：平成22年6月30日

関税法基本通達：平成22年6月30日現在

HB=保税ハンドブック改訂5版：平成21年2月20日

1. 保税地域の種類 (HB. P1)

第29条 保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の五種とする。

2. 許可要件 (HB. P70)

第43条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条（第42条）第一項の許可をしないことができる。

- 一 前条第一項の許可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が保税地域の許可を取り消された者であつて、その取り消された日から三年を経過している場合
- 二 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない場合
- 三 申請者がこの法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない場合
- 四 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3第1項（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない場合
- 五 申請者が暴力団員等である場合
- 六 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- 七 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者である場合
- 八 申請者の資力が薄弱であるためこの法律の規定により課される負担に耐えないと認められる場合その他保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合
- 九 前条第一項の許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適当であると認められる場合

十 前条第一項の許可を受けようとする場所について保税蔵置場としての利用の見込み又は価値が少ないと認められる場合

基本通達 43-1

保税蔵置場の許可に関する法第43条第8号から10号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取扱うものとする。

(1) 人的要件

申請者が次の要件を備える者であること。

イ 申請に係る保税蔵置場の業務内容その他から判定し、保税蔵置場の業務を行ううえで必要な法令等について知識及び記帳能力等が十分であって、外国貨物等の保管業務に関し十分な管理及び業務処理能力を有すると認められた者

ロ 下記(3)の要件を満たす施設において、許可申請書に添付された前記34の2-9に規定する貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力を有すると認められる者

ハ 貨物取扱量を勘案して、法の規定により課される許可手数料、亡失貨物に係る関税等の経済的負担に耐え得る資力を有すると認められる者

(注) 申請者（役員、代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者を含む）が国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者に該当する者か否かについても、十分に注意を払うことが必要である。

(2) 場所的要件

申請に係る施設は、次に掲げる施設とする。

イ 当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程が25メートル以内の場所にある施設

ロ 当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程が25メートルを超えるおむね100キロメートル以内の場所にある施設であり、その施設の所在地及び周辺の地域における道路、港湾及び空港その他の交通施設が整備されているもの

ハ 上記イ及びロの場所以外の場所にある次に掲げる施設その他の施設で、蔵置施設、蔵置する貨物の種類、地域の国際化・活性化に資する観点等を勘案し、上記イ及びロの場所以外の場所に立地することがやむを得ない事情にあると税関長が認めるもの

(イ) 特殊な保管施設を必要とする貨物（例えば、危険品、ウイスキーの原酒等をいう。）のみを蔵置するための施設

(ロ) 臨海の工場の構内又はこれに近接している施設で、輸出入貨物を直接本船に積卸しするものの（はしけ又は内航船舶を介してする場合を含む。）

(ハ) 開港内の臨海の施設で、輸出入貨物を直接本船に積卸しするもの

(二) 原木の貯木場

(ホ) 輸出貨物のみを蔵置する施設（法第56条第3項の規定により保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受ける場合を含む。）

(ヘ) 法第43条の3第1項の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ

受けた貨物のみを置く施設

(3) 施設的要件

許可申請書に添付された前記34の2-9に規定する貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制が確保できる施設であること。また、当該施設につき、原則として、以下の措置が講じてあること。ただし、保税地域の立地場所、蔵置貨物の種類その他の事情を勘案し、当該措置を採ることが不可能又は不要な場合には、貨物の保全を図るために必要な範囲において適宜の措置が講じてあること。

イ コンテナ・ターミナル、野積場等の土地に貨物を蔵置する保税地域においては、当該保税地域内に外部から容易に侵入できないような障壁、フェンス等を外周に設置するとともに、当該保税地域内において適度な照度を確保できるような照明措置が設置されていること。また、出入口には施錠が可能なゲート等の設備が設置されていること。

ロ コンテナ・フレイト。ステーション、倉庫等の貨物を蔵置する施設を有する保税地域においては、当該施設の出入口、窓、その他の侵入が可能な部分について、外部から不審者等が容易に侵入できないように施錠その他の措置が講じてあること。

(4) 量的要件

申請に係る施設の輸出入貨物取扱見込量が、当該施設の所在する港湾又は地域における既存の同種条件にある保税蔵置場等に比較して同程度か又はそれ以上であると認められるものであること。ただし、次に掲げる施設で事情やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。

イ 港湾及び空港の機能を維持するために必要と認められるもの（例えば、船（機）用品、航空機部品を取扱うもの等をいい、当該港湾地帯に他の通関施設がないために設置する必要があると認められるものを含む。）

ロ 危険品又はこれに準ずる貨物を蔵置するためのもの

3. 許可期間（H B. P 9 6）

第42条 保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

2 前項の許可の期間は、十年をこえることができない。但し、政令で定めるところにより、十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。

3 税関長は、第一項の許可又は前項但書の更新をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

基本通達42-10

保税蔵置場の許可の期間は、6年を超えないものとする。

4. 許可の取消し（H B. P 8 7）

第48条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

一 許可を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代

理人、支配人その他の従業者が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき。

二 許可を受けた者について第43条第2号から第10号まで（許可の要件）のいずれかに該当することとなったとき。

2 税関長は、前項の処分をしようとするときは、当該処分に係る保税蔵置場の許可を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えるなければならない。

5. 保税蔵置場の機能（可能な行為）（H B. P 3）

第42条 保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものという。

（貨物の取扱い）

第40条 指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、第37条第1項（指定保税地域の指定）に規定する行為のほか、これらの貨物の内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れをすることができる。

2 指定保税地域においては、前項に定めるもののほか、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。

3 税関長は、指定保税地域の利用を妨げず、かつ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の許可をしなければならない。

6. 蔵置できる期間（H B. P 2 9）

（外国貨物を置くことができる期間）

第43条の2 保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から二年とする。

2 税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、必要な期間を指定して前項の期間を延長することができる。

（外国貨物を置くことの承認）

第43条の3 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から三月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）を超えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、保税蔵置場に同項の期間を超えて外国貨物を置くことが他の法令の規定によりできない場合及び保税蔵置場の利用を妨げる場合を除くほか、しなければならない。

3 第67条の2（輸出申告又は輸入申告の時期）の規定は、第1項の承認の申請をする場合について準用する。

7. 蔵入承認とは（H B. P 2 8）

第43条の3 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から三月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）を超えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる

日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

8. 倉主責任 (HB. P 3 6)

(許可を受けた者の関税の納付義務等)

第45条 保税蔵置場にある外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項及び次項において同じ。）が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

- 2 税関長は、保税蔵置場にある外国貨物が腐敗し、若しくは変質し、又は他の外国貨物を害するおそれがある等の事情によりこれを滅却することがやむを得ないと認めるときは、前項ただし書の承認をしなければならない。
- 3 保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合には、当該保税蔵置場の許可を受けた者は、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。

9. 管理対象貨物 (HB. P 4 0)

(記帳義務)

第34条の2 保税地域（保税工場及び保税展示場を除く。）において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物（信書を除く。第43条の2第1項、第43条の3第1項、第61条の3（第62条の7において準用する場合を含む。）、第62条の3第1項、第62条の9、第62条の10及び第80条第1項において同じ。）又は輸出しようとする貨物（信書を除く。）についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

10. 記帳事項 (HB. P 4 0)

(記帳義務)

令第29条の2 法第34条の2（記帳義務）に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿を除く。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 外国貨物（輸出しようとする貨物を含む。次号において同じ。）を指定保税地域又は保税蔵置場（以下この項及び第4項において「指定保税地域等」という。）に入れた場合当該貨物の記号、番号、品名及び数量、その入れた年月日並びに当該貨物が外国から本邦に到着した後当該指定保税地域等に初めて入れられたものであるときは、当該貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号及び入港の年月日（当該貨物が保税運送により当該指定保税地域等に入れられたものであるときは、当該保税運送の承認書の番号を含む。）
- 二 外国貨物につき法第40条第1項 又は第2項（貨物の取扱い）に規定する行為をした場合当該貨物の記号、番号、品名及び数量、当該行為の種類、内容及び年月日並びに当該行為により貨物の記号、番号又は数量に変更があつたときは、その変更の内容
- 三 法第43条の3第1項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）に規定する承認又は指定を受けた場合当該承認又は指定の年月日及びその承認書又は指定書の番号
- 四 法第47条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可を受けた場合当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号

五 法第73条第1項（輸入の許可前における貨物の引取りの承認）の規定による承認を受けた場合当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該承認の年月日及びその承認書の番号

六 法第32条（見本の一時持ち出し）の規定による許可を受けて指定保税地域等から外国貨物を見本として一時持ち出した場合当該貨物の記号、番号、品名及び数量、当該許可に係る期間及び持ち出し先並びに当該一時持ち出しの年月日

七 指定保税地域等から外国貨物を出した場合（前号の場合を除く。）当該貨物の記号、番号、品名及び数量、その出した年月日、当該貨物を当該指定保税地域等から出すことにつき必要とされる許可又は承認を受けた年月日及びその許可書又は承認書の番号並びに当該貨物を外国に向けて送り出すときは、当該貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号及び出港の年月日

2 法第34条の2（記帳義務）に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿に限る。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 外国貨物（輸出しようとする貨物を含む。）を総合保税地域内のその者の使用に係る部分（以下この項において「使用地域」という。）に入れた場合 当該貨物の記号、番号、品名、数量、価格及び用途、その入れた年月日、その入れた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに法第62条の10（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による承認を受けたときは、当該承認の年月日及びその承認書の番号

二 外国貨物を使用地域に入れた場合において、当該貨物が外国から本邦に到着した後当該総合保税地域に初めて入れられたものであるとき。当該貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号及び入港の年月日（当該貨物が保税運送により当該総合保税地域に入れられたものであるときは、当該保税運送の承認書の番号を含む。）

三 使用地域において外国貨物につき法第62条の8第1項第1号（総合保税地域の許可）に掲げる行為（積卸し、運搬及び蔵置を除く。）をした場合 当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格、当該行為の内容並びに当該行為が開始され、及び終了した年月日

四 使用地域において外国貨物につき法第62条の8第1項第2号に掲げる行為をした場合当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格、当該行為によつてできた製品の記号、番号、品名、数量及び価格、当該行為の内容並びに当該行為が開始され、及び終了した年月日

五 使用地域において外国貨物につき法第62条の8第1項第3号に掲げる行為をした場合当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格、当該行為の内容並びに当該行為が開始され、及び終了した年月日

六 法第62条の15（総合保税地域）において準用する法第62条の4第1項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）の規定による蔵置場所の制限が行われた場合その蔵置場所その他当該制限に係る事項

七 法第62条の15において準用する法第61条第1項（保税工場外における保税作業）又は法第62条の5（保税展示場外における使用の許可）の規定による許可を受けて外国貨物を総合保税地域以外の場所に出した場合当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格、

当該許可に係る期間及び場所並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号

八 法第32条（見本の一時持ち出し）の規定による許可を受けて総合保税地域から外国貨物を見本として一時持ち出した場合当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格、当該許可に係る期間及び持ち出し先並びに当該一時持ち出しの年月日

九 法第67条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可を受けた場合当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号

十 法第73条第1項（輸入の許可前における貨物の引取りの承認）の規定による承認を受けた場合当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該承認の年月日及びその承認書の番号

十一 使用地域から外国貨物を出した場合（第7号及び第8号の場合を除く。）当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格、その出した年月日及び目的、当該貨物を当該使用地域から出すことにつき必要とされる許可又は承認を受けた年月日及びその許可書又は承認書の番号並びに当該貨物を外国に向けて送り出すときは、当該貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号及び出港の年月日

3 税関長は、貨物の性質その他の事情により第一項各号及び前項各号に定める事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要ないと認める事項の記載を省略させることができる。

4 第1項第3号から第6号まで並びに第2項第1号及び第6号から第10号までに定める事項の記載は、指定保税地域等又は総合保税地域において貨物を管理する者が、これらの号に規定する許可若しくは承認を証する書類その他の関係書類又はこれらの写しを、所要の事項を追記した上、保管することによつて、代えることができる。

11. 記帳の時期 (H B. P 40)

12. 保税台帳、関係帳票及び搬出貨物に係る許可・承認書等の保存期間

基本通達34の2-1

保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導するものとする。

(1) 輸入貨物（積戻しに係る貨物を含む。）に係る事務処理手続

輸入貨物に係る事務処理手続は、次により行う。

イ 搬入手続

(イ) 保税地域に搬入される外国貨物については、倉主等が、自己の責任により、その貨物と下記(ロ)に規定する書類とを対査して、貨物の記号、番号、品名、数量及びコンテナーシール番号等の異常の有無の確認を行うものとする。

また、「要確認」又は「要施封」の記載がある保税運送承認書に係る貨物については、倉主等が到着後直ちに到着地の保税担当部門に連絡することとする。

(ロ) 外国貨物の搬入が終了したときは、倉主等に、その貨物に係る船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し若しくは送り状（後記63-24(1)又は63の9-2(1)の送り状をいう。以下この項において同じ。）写しにその写しを添え一定期間（1週間程度）分を取りまとめて、保税担当部門に提出することを求めるものとする。この場合、倉主等に、その提出書類に当該貨物の保税地域への到着の年月日、搬入の開始及び終了の年

月日を記載するとともに、当該貨物に数量の過不足又は損傷があったときはその内容を注記することを求めるものとする。

(ハ) 倉主等が、搬入された外国貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしょうようする。

i 船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書若しくは送り状写しに記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準ずる異常

ii 麻薬、けん銃、爆発物、火薬類、偽造貨幣等法第69条の11第1項各号に掲げる貨物
その他法令により輸入が禁止されている貨物（積戻しに係る貨物にあっては、法第69条
の2第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物）

□ 搬出手続

(イ) 保税地域から貨物を搬出しようとする場合において、当該搬出について、法の規定により許可、承認又は届出を必要とするときは、当該貨物を搬出しようとする貨主又はこれに代わる者は、当該許可書、承認書又は届出書をあらかじめ倉主等に提示する。

(ロ) 倉主等が、上記(イ)に規定する書類の提示を受けたときは、提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、提示された書類に認印を押なつし、自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしょうようする。

(2) 輸出貨物に係る事務処理手続

輸出貨物に係る事務処理手続は、次により行う。

イ 搬入手続

外国貨物又は輸出しようとする貨物が保税地域に搬入されるときは、倉主等に、自己の責任において、その貨物と搬入関係伝票とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行うものとする。

なお、倉主等が、搬入された貨物について麻薬等法第69条の2第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物であると確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしょうようする。

ロ 搬出手続

(イ) 保税地域から輸出の許可を受けた貨物を搬出使用とする場合、当該貨物の貸主又はこれに代わる者は、当該搬出しようとする貨物に係る輸出許可書又は送り状をあらかじめ倉主等に提示する。

(ロ) 倉主等が、上記(イ)に規定する輸出許可書の提示を受けたときは、提示された輸出許可書等と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された輸出許可書等の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された輸出許可書等と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容

を保税担当部門に連絡するようしょうしようする。

(3) 搬出入事績に係る報告書

搬出入事績に係る報告書は、次による。

- イ 保税地域から搬出された貨物に係る上記（1）の口（イ）及び（2）の口（イ）に規定する許可書、承認書又は届出書若しくはこれらの書類の写しについては、原則として6月間（保税工場にあっては1年間）当該保税地域の倉主等に保存することを求めるものとする。ただし、保税地域の検査を担当する部門（以下「保税検査部門」という。）による保税地域の検査を受けたものについては、6月前であっても保存を要しない。
- ロ 指定保税地域に搬入された外国貨物のうち毎月の末日現在において1月（税関長が1月を超える期間を適当と認めて定めたときは、当該期間とする。）を経過した外国貨物又は保税蔵置場に搬入された外国貨物のうち3月を経過した外国貨物（法第43条の3第1項に規定する承認を受けた貨物及び税関長が指定した貨物を除く。）については、当該保税地域の倉主等において調査、確認の上、「長期蔵置貨物報告書」（C-3030）を作成し、翌月の10日までに保税取締部門へ提出することを求めるものとする。

(4) 搬出入事績に係る報告書

上記（1）又は（2）の規定に基づき、倉主等に対査又は提示させる書類はファクシミリ送信された書類によることとして差し支えない。この場合において、適正な貨物処理を確保するため、搬出依頼者を明確にする（通関士等責任者の氏名、押印又は署名）ものとする。

基本通達42-11

許可の際に付する条件

保税蔵置場の許可をするに際しては、令第35条第3項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

- （1）蔵置貨物の種類を変更する必要が生じた場合には、税関長の承認を受けるべき旨の条件
- （2）保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件
- （3）保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件
- （4）法第43条第3号から第7号に該当することとなった場合には直ちに届け出る旨の条件
- （5）法第43条の3第1項の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設については、当該保税蔵置場に搬入する外国貨物についてあらかじめ法第43条の3第1項による承認を受けなければならない旨の条件
- （6）内部監査人による評価・監査を原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すべき旨の条件
- （7）蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じるべき旨の条件

13. 保税運送とは (H.B. P 9, P 252)

- 第63条 外国貨物（郵便物、特定輸出貨物及び政令で定めるその他の貨物を除く。第63条の9第1項及び第65条の3を除き、以下この章において同じ。）は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第30条第1項第2号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所相互間（次条第1項及び第63条の9第1項において「特定区間」という。）に限り、外国貨物のまま運送することができる。この場合において、税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。
- 2 税関長は、前項の承認をする場合において必要があると認めるとときは、税関職員に同項の貨物の検査をさせ、また、関税額に相当する担保を提供させることができる。
- 3 第1項の運送に際しては、政令で定めるところにより、運送目録を税関に提示し、その確認を受けなければならない。ただし、同項後段の規定により一括して承認を受けた場合においては、当該承認に係る期間を当該承認をした税関長が政令で定めるところにより区分して指定した期間ごとに、当該期間内に発送された外国貨物に係る運送目録について一括して確認を受けることができる。
- 4 税関長は、第1項の承認をする場合においては、相当と認められる運送の期間を指定しなければならない。この場合において、その指定後災害その他やむを得ない事由が生じたため必要があると認めるとときは、税関長は、その指定した期間を延長することができる。
- 5 第1項の規定により承認を受けた外国貨物が運送先に到着したときは、その承認を受けた者は、第3項の規定により確認を受けた運送目録を、直ちに到着地の税関に提示し、その確認を受けなければならない。ただし、第3項後段の規定により一括して承認を受けた場合においては、第3項及び前項の指定に係る期間を基礎として当該承認をした税関長が指定した期間ごとに、当該期間内に到着した外国貨物に係る運送目録について一括して確認を受けることができる。
- 6 第1項の規定により承認を受けた者は、政令で定めるところにより、前項の規定により確認を受けた運送目録をその承認をした税関長に提出しなければならない。

14. 搬出入時の手続・確認書類について (H.B. P 12)

基本通達34の2-1 12. 参照

15. 蔽置方法について (H.B. P 14)

基本通達34の2-6

保税地域に蔵置されている外国貨物又は輸出しようとする貨物については、内国貨物と混合するとのないように、原則としてその積載船（機）名、品名、個数、数量及び搬入した年月日、その他必要な事項についての表示を付させた上、区分して蔵置するとともに、危険物（消防法別表に掲げる発火性又は引火性のある貨物）又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれのある貨物については、更に一般貨物と区分して蔵置するよう指導する。水面貯木場等で表示が困難な場合には、蔵置状況がわかるような措置を講ずるものとする。

なお、貴重品その他盜難等のおそれの多い貨物については、特別の施設をもうけてその施設内に蔵置するものとする。

16. 届出・承認が必要な行為

(外国貨物の廃棄) (H.B. P 2 6)

第34条 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。ただし、第45条第1項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）（第36条、第41条の3、第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）の規定により滅却について承認を受けた場合は、この限りでない。

(貨物の収容能力の増減等) (H.B. P 1 1 3)

第44条 保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。

2 税関長は、前項の届出があつた場合において、その実施しようとする収容能力の増減又は工事について、その増減又は工事をした後の保税蔵置場と他の場所との区分が明確でなく、又は当該増減若しくは工事をした後の外国貨物の保管設備が不十分であるため、この法律の実施を確保するうえに支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る事項を実施する際必要な措置を講ずることを求めることができる。

(許可を受けた者の関税の納付義務等) (H.B. P 3 6)

第45条 保税蔵置場にある外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項及び次項において同じ。）が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 税関長は、保税蔵置場にある外国貨物が腐敗し、若しくは変質し、又は他の外国貨物を害するおそれがある等の事情によりこれを滅却することがやむを得ないと認めるときは、前項ただし書の承認をしなければならない。

3 保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合には、当該保税蔵置場の許可を受けた者は、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。

(休業又は廃業の届出) (H.B. P 1 1 6)

第46条 保税蔵置場の許可を受けた者は、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

(休業又は廃業の届出)

令第39条 法第46条（保税蔵置場の休業又は廃業の届出）の規定による届出は、業務を休止し、又は廃止しようとする保税蔵置場の名称及び所在地、当該休止の期間又は廃止の年月日並びに当該保税蔵置場に外国貨物があるときは当該貨物を出し終わる年月日を記載した書面でしなければならない。

2 前項の規定により保税蔵置場の業務の休止を届け出た者は、その業務を再開しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

基本通達42-11 12. 参照

17. 報告事項 (HB. P49)

基本通達34の2-1 12. 参照

18. 保税業務を委託する場合の要件

基本通達34の2-11

保税地域の被許可者（指定保税地域においては、後記41の2-1に規定する「貨物管理者」）をいう。以下この項において同じ。が、当該保税地域における保税業務を他の者に委託する場合は、下記の全ての要件を充足させるものとする。この場合において、必要に応じ業務委託に関する契約書等の写しを提供させ、下記事項の充足状況を確認するものとする。なお、保税業務の委託に関する契約内容に変更があった場合には、必要に応じ変更後の契約書の写し又は当該変更の内容を明らかにした書類を速やかに提出させ、下記事項の充足状況に変更がないことを確認するものとする。

(1) 当該保税地域に寄託される貨物の受寄託契約が、被許可者によって締結されること。ただし、被許可者自身が貸主である場合、又は貨物の受寄託契約が締結されていない場合（例えば、専ら輸出梱包専用保税地域である場合、配送拠点等短期間の貨物の蔵置のみを行う保税地域である場合等）若しくは被許可者と貸主が直接受寄託契約を締結していない場合であって、被許可者が貨物の保管に責任を有すると認められる場合には、この限りではない。

(2) 前記34の2-9（貨物管理に関する社内管理規定の整備）に規定する社内管理体制における総合責任者、貨物管理責任者、顧客（荷主）責任者、委託関係責任者及び内部監査人が被許可者の従業員であること。

また、これらの者が、保税業務の受託者が行う保税業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制にあることが、前記34の2-9により提出される社内管理規定等により明確にされていること。

(3) 保税地域に関して被許可者が行うこととされている税関手続きが、当該保税地域の被許可者の名により行われること。

19. 貨物取扱いの種類・許可を要する取扱行為 (HB. P17)

(貨物の取扱い)

第40条 指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、第37条第1項（指定保税地域の指定）に規定する行為のほか、これらの貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをすることができる。

2 指定保税地域においては、前項に定めるもののほか、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。

3 税関長は、指定保税地域の利用を妨げず、かつ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の許可をしなければならない。

20. 許可申請時の添付書類 (HB. P96)

(保税蔵置場の許可の申請)

令第35条 法第42条第1項（保税蔵置場の許可）の規定による許可を受けようとする者（次

項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その許可を受けようとする蔵置場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合において、当該許可が法第56条第3項(保税工場の許可)の規定により保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受けるものであるときは、その旨を当該申請書に記載しなければならない。

- 一 当該蔵置場の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積
 - 二 当該蔵置場に置こうとする貨物の種類
 - 三 許可を受けようとする期間
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者の信用状況が確実であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。
- 一 申請者の信用状況を証するに足りる書類
 - 二 許可を受けようとする蔵置場及びその付近の図面
 - 三 保税蔵置場としての利用の見込書
 - 四 許可を受けようとする蔵置場が営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表
 - 五 申請者が法人である場合においては当該法人の登記事項証明書及び定款の写し
 - 六 その他参考となるべき書類
- 3 税関長は、法第42条第1項の規定により許可をするに際しては、条件を附することができる。
- 4 前項の条件は、同項の許可を受ける者に不当な義務を課するものであつてはならない。

基本通達42-8

許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。

- (1) 許可申請書には、令第35条第2項に規定する書類の添付を必要とするが、同項の規定による添付書類のうち「信用状況を証するに足りる書類」、「保管規則及び保管料率表」及び「登記事項証明書」の取扱いについては、次による。
- イ 「信用状況を証するに足りる書類」としては、法人の場合にあっては、最近の事業年度における事業報告書を、個人の場合にあっては、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。
- ロ 「保管規則及び保管料率表」としては、申請に係る蔵置場が倉庫業法(昭和31年法律第121号)第3条((登録))の規定による国土交通大臣の登録を受けて事業を行うものである場合は保税蔵置場保管規則(同法第8条((倉庫寄託約款)))に規定される倉庫寄託約款の写しでも差し支えない。)及び保管料率表を、その他の場合は保税蔵置場保管規則をそれぞれ添付させる。
- ハ 「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付されることとし、申請者が個人の場合にあっては、当該書類に代えて住民票を添付せるものとする。
- (2) 令第35条第2項第6号に規定する「その他参考となるべき書類」としては、次のものを添付

させる。

イ 支配人その他の主要な従業者（支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者。以下本節及び本章第4節から第6節において同じ。）及び役員（法人の場合に限る。）の履歴書

ロ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合にあっては当該業務委託契約書

ハ 申請に係る土地、建物を賃借している場合にあっては当該賃貸借契約書

ニ 許可を受けた者が許可後の保税業務に係る手続を主要な従業者等に委任する場合の包括的な委任状

ホ 前記34の2-9（貨物管理に関する社内管理規定の整備）に規定する貨物管理に関する社内管理規定

（3）保税蔵置場の許可を受けている者が同一の税関管轄内の場所において許可申請を行う場合、当初許可申請時に提出されている添付書類の記載された内容について変更がないことを確認できたときは、上記の取扱いにかかわらず当該書類の添付を省略させることができるものとする。

（4）同一申請者が同一の税関管轄内の場所において同時に二以上の許可申請を行う場合には、同一内容の添付書類については、一部で足りるものとする。

基本通達43-2

欠格条項に該当するかどうかの確認

保税蔵置場の許可又は許可期間の更新の申請があった場合において、申請者又はその役員及び主要な従業者について法第43条第1号から第7号までに掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は次による。

（1）法第43条第1号から第4号まで

原則として、申請者から誓約書を提出させることにより行うものとするが、税關において特に必要があると認めるときは、それらの者の本籍地の市町村役場に照会する等の方法により確認するものとする。

（2）法第43条第5号及び第7号

原則として申請者の氏名、性別及び生年月日により法第105条の2の規定に基づき別途通知する方法により都道府県警察に照会し確認するものとする。なお、都道府県警察から法第43条第5号又は7号に該当する事由を有する者であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合には、申請者に対し必要な補充情報（当該申請者に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めるとともに、当該補充情報を速やかに、申請者の所在地を管轄する都道府県警察に手交するものとする。

（3）法第43条第6号

上記（1）及び（2）に準ずるものとする。

21. CPとは（目的）（H.B. P46）

基本通達34の2-9

社内管理規定の整備

保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP=Compliance Program）を整備し、提出するものとする。ただし、法第50条第1項又は第61条の5第1項に規定する届出に係る場所においては、法第50条第1項又は第61条の5第1項に規定する承認の申請の際に、令第42条第2項又は第50条の4第2項の規定に基づき提出された、法第51条第3号（法第62条において準用する場合を含む。）の規則をもって足りる。

（1）社内管理規定の目的

保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

（2）社内管理責任体制の整備

保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者について規定の整備を行う。

イ 総合責任者

倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し責任を負う者を定める。

ロ 貨物管理責任者

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者を定める。

ハ 顧客（荷主）責任者

保税地域を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者を定める。

二 委託関係責任者

保税地域での業務について、委託業務を行っている場合は、委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督の徹底等の体制を明確にし、責任者を定める。

（3）貨物管理手続体制の整備

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について規定を整備する。

なお、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合においては、当該委託した業務に係る上記規定の整備及び税関への提出は、当該他の者と適宜の調整を図った上で、倉主が自己の責任において行う。

イ 搬入・搬出管理

貨物の搬出入時における基本動作（社内電算処理システム又は通関情報処理システムを利用して保税業務を行っている保税地域については、当該システムに係る事務処理手続を含む。）の詳細について定める（例えば、搬入貨物に係る船卸票又は

保税運送承認書等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認及び異常があった場合の対応、書類整備等。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ 蔵置管理

貨物蔵置中における基本動作の詳細について定める。

ハ 貨物取扱い等管理

貨物取扱い時における基本動作の詳細について定める。

二 顧客（荷主）管理

　　保税地域を利用する顧客等の把握について定める。

ホ 記帳・記録

　　台帳記帳における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。

(4) 貨物の保全のために体制の整備

　　保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税地域への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に当該保税地域内の巡回警備等を行う体制を整備する。

(5) 税関へに通報体制の整備

　　搬出入、蔵置される不審貨物（外装等の異常貨物）、保税地域へ出入りする不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制を整備する。

(6) 教育訓練についての体制の整備

　　倉主等が法人である場合は、当該法人（下記（7）及び（8）において「蔵置場等会社」という。）におけるすべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

　　また、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う体制を整備する。

(7) 評価・監査制度の整備

　　蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する、なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。

(8) その他留意事項

イ 懲戒規定の整備

　　社内管理規定に違反した場合、従業員は、蔵置場等会社の懲戒規定の対象となる旨を定める（既存の就業規則等に規定されている場合は、その旨記載する）。

ロ その他の必要事項

22. 許可更新時の手続（H B. P 9 6）

基本通達 4 2 - 1 2

法第42条第2項ただし書（許可の期間の更新）の規定に基づく保税蔵置場の許可の期間の更新の手続等については、次による。

（1）許可の期間の更新の申請は、「保税蔵置場・工場許可期間の更新申請書」（C-3140）1

通（税関支署を経由する場合には、2通）を税関に提出することにより行うものとする。

　　なお、税関において更新を認めたときは、「保税蔵置場・工場許可期間の更新書」（C-3150）を交付するものとし、認めないとこととしたときは、「保税蔵置場・保税工場許可期間の更

新をしない旨の通知書」（C-3155）により申請者に通知するものとする。

(2) 許可期間の更新申請書には、前記42-8に準じて所要の書類の添付を求める能够るものとし、次のものを添付させる。

イ 信用状況を証するに足りる書類として法人の場合にあっては、最近の事業年度における事業報告書、個人の場合にあっては納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの

ロ 当該保税蔵置場の貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表

ハ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合にあっては当該委託契約書

ニ 申請に係る土地、建物を賃借している場合にあっては当該賃貸借契約書

(3) 上記の添付書類については、前期42-8（許可申請書の添付書類の取扱い）の(3)及び

(4) の取扱いに準ずるほか、許可期間の更新申請を行う場合で、当初許可申請時の添付書類に記載された内容について変更がない場合には、上記の取扱いにかかわらず、当該書類の添付を省略させることができる。

(4) 許可の更新に際し指定する更新の期間については、6年を超えないものとする。

(5) 許可の更新に際しては、令第36条第2項（許可の条件に関する規定の準用）の規定に基づき、前記42-11に準じて条件を付するものとする。

(6) 申請者が法人の場合には、原則として法人の代表者名で申請されることとするが、委任関係を証する書類が既に提出されている場合には当該出先長（税関長が適當と認める支店長、工業長程度）名で申請させて差し支えない。

23. 面積の算定方法

基本通達42-14

保税蔵置場の延べ面積の算定の方法は、次による。

(1) 保税蔵置場の延べ面積は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）第92条（面積等の算定）の規定に基づく延べ面積の算定方法により算定するものとするが、パイプライン等のように同条の規定に基づく延べ面積に算入されないものであっても、それが貨物の蔵置の機能を果たす場合においては、その部分の面積は、保税蔵置場の延べ面積に含ませる。

(2) 石油タンク、ガスタンク、パイpline又は穀物サイロ等のように液体、気体又はばら貨物を入れる施設の延べ面積は、水平投影面積（円形のタンクの場合には、外壁までの半径の2乗に円周率を乗じたもの）による。

(3) 個々の独立した部分の面積を算定する際の長さの測定は、メートルを単位として小数点以下第2位までの数値（端数を切り捨てる。）を求め、算出した面積の数値に少数点第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(4) 1申請に係る保税蔵置場（1申請に係る保税蔵置場が単独の部分から成り立っている場合を含む。）が2以上の独立した部分（建物、タンク、土地等）から成り立っている場合においては、各部分の延べ面積合算して全体として保税蔵置場の延べ面積を算出する。この場合において、合算の結果に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

24. 収容能力の増減手続（増加扱いできる範囲）（H.B. P113）

基本通達44-1

新たに保税蔵置場としてしようする建設物その他の施設が次の（1）及び（2）に該当するときは、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の貨物の収容能力を増加するものとして、法第44条第1項の規定に基づき、届出により処理することとして差し支えない。

（1）前記42-9（2以上の蔵置場についての一括許可）（1）又は（2）のいずれかに該当するものであること。

（2）貨物の収容能力の増加分が、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の収容能力を超えないものであること又は前記34の2-9の規定により提出された貨物管理に関する社内管理規定若しくは法第51条第3項に規定する規則に変更をきたさないと認められる場合であること。

25. 業務の休止・廃止に係る手続き（H.B. P116）

（休業又は廃業の届出）

第46条 保税蔵置場の許可を受けた者は、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

基本通達46-1

法第46条（休業又は廃業の届出）にいう「業務の休止」とは、保税蔵置場の許可を受けた者が、営業上その他の理由によりその許可を受けた保税蔵置場において一定の期間、外国貨物の積卸し、運搬及び蔵置を行わないことをいう。したがって、休業期間中は、保税蔵置場に外国貨物が置かれていなことを原則とする。ただし、法第73条（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定に基づき輸入の許可前における引取りの承認を受けた貨物が、引き続き置かれていることを妨げない。

基本通達46-2

法第46条（（休業又は廃業の届出））の規定に基づく保税蔵置場の休業又は廃業の届出は、「保税蔵置場・工場・総合保税域休（廃）業届」（C-3180）により行わせるものとする。

なお、保税蔵置場の業務の休止を届出した者が、その業務を再開する場合に行う令第39条第2項（業務の再開届）の規定に基づき行う業務の再開届は、「保税蔵置場・工場・総合保税地域の業務の再開届」（C-3190）により行わせるものとする。

内部監査のためのチェックリストの例

この例は、保税蔵置場の被許可者又は指定保税地域の貨物管理者が、当該保税蔵置場等での外国貨物の管理等に関する税関手続等が法令遵守規則及び手順書等に基づき適切に行われているか否かについて、自ら定期的に監査を実施する際の参考として作成したものです。

なお、実際の監査においては、法令の遵守状況が適切に確認されているものであれば、形式等は問いません。

保税蔵置場又は指定保税地域 内部監査チェックリスト

保税地域コード	保税地域の名称		
保税地域の所在地		監査者氏名	
監査年月日			
区分	監査項目	判定	
貨物管理体制(搬出入管理状況)	搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか		
	搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか。		
	搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。		
	(具体的措置の内容)		
	搬出につき必要とされる許可・承認書等を確認しないで搬出した事例はないか。		
	C Pと実際の搬出入手続とは一致しているか。		
	C Pと実際の搬出入手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。		
	(具体的措置の内容)		
	在庫管理状況	帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか。 長期蔵置貨物について管理等が適正に行われているか。	
		C Pと実際の在庫管理手続が一致しているか。 C Pと実際の在庫管理手續を一致させるためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。	
蔵置管理体制等	(具体的措置の内容)		
	保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないか。		
	貨物が適正に区分蔵置されているか。貨物のはい付、さし札等が的確に励行されているか。		
	C Pと実際の蔵置管理手續が一致しているか。		
	C Pと実際の蔵置管理手續を一致させるためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。		

	(具体的措置等の内容)
	C Pに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか（施設面、人的側面それぞれの観点を総合して判断又は記載すること）。
	(具体的措置等の内容)
	帳簿に必要事項が記載されているか。 輸入許可書等又はその写しが整理保存されているか。
記帳管理状況	C Pと記帳手続が一致しているか。 C Pと記帳手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。
	(具体的措置等の内容)
	通報体制の履行状況は適正に行われているか。 従業員（下請事業者を含む。）に対する社内研修は十分に実施されているか。またその結果は責任者に報告されているか。
	社内監査制度等を設け、適正に社内監査等が行なわれているか。またその結果は責任者に報告されているか。 社内研修や、内部監査の結果を受け、どのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。
その他のC Pの遵守状況	(具体的措置の内容)
	貨物の入出庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分か。 指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されているか。
	その他のC P記載項目を遵守するためのどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。
	(具体的措置の内容)
その他	貨物の取扱い等が許可の内容どおり適正に行われているか。 問題となる業務委託はないか。 税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分か。

指 令 第 号

保 稅 藏 置 場 許 可 書

平成22年 月 日

株式会社

代表取締役

殿

函 館 税 関 長

平成22年 月 日付で申請のあった保税蔵置場については、関税法第42条の規定により下記のとおり許可する。

記

保 稲 蔵 置 場 の 名 称 株式会社 保 稲 蔵 置 場

所 在 地 北海道 番地

営 業 用 · 自 家 用 の 別 営 業 用

蔵 置 場 の 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

棟 数 及 び 面 積 1棟 m²

蔵 置 す る 貨 物 の 種 類 冷凍及び冷蔵貨物

許 可 期 間 自 平 成 年 月 日
至 平 成 年 月 日

許 可 条 件 別 紙 の と お り

保 稅 藏 置 場 許 可 条 件

1. 蔵置貨物の種類を変更する必要が生じた場合には、あらかじめ税関長の承認を受けなければならない。
2. 保税蔵置場の名称、所在地及び支配人その他の主要な従業者(許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。)に変更があった場合には遅滞なく税関長に届け出なければならない。
3. 保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間)保存しなければならない。
4. 関税法第43条第3号から第7号に該当することとなった場合には直ちに届け出なければならない。
5. 内部監査人による評価・監査を、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出しなければならない。
6. 蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

申請番号

保税蔵置場許可申請書

平成22年 月 日

函館税関長 殿

申請者 住 所 北海道 市 町 番地

名 称 株式会社 ○ ○

代表取締役

関税法第42条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり保税蔵置場の許可を申請します。

記

蔵置場の名称	株式会社 ○ ○ 本社冷蔵庫保税蔵置場
所 在 地	北海道 市 町 番地
営業用、自家用 の 別	営 業 用
蔵置場の構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
棟数及び面積	1棟 700m ²
蔵置する貨物の 種 類	冷凍及び冷蔵貨物
許可を受けよう とする期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

記載例 2.

株式会社 ○ ○ 貨物管理に関する社内管理規定

第1章 総 則

(基本方針)

第 1 条 国際交易の一翼を担う当社は、適正・円滑な輸出入貿易に資する観点から、
関税法及びその関連法規を誠実に遵守することを会社の基本方針とする。

(目的)

第 2 条 この規定は、当社が管理運営する保税地域における貨物管理及び関税法その他関係法令に規定する税関手続きが、適正かつ円滑に行われるよう確保することを目的とする。

第2章 社内管理体制

(社内管理責任体制)

第 3 条 保税業務全般に関する責任・管理体制等について業務の適正な運営を図るため、下記の責任者を置く。

- (1) 総合責任者
- (2) 貨物管理責任者
- (3) 顧客（荷主）責任者

なお、責任者は、別紙『社内貨物管理体制組織図』の各責任者をもって充てる。

(総合責任者)

第 4 条 総合責任者は、当社が管理運営する保税地域における貨物管理及びこれに関連する業務全般について総合的に管理、監督し、責任をもってこれらの業務を遂行する。

(貨物管理責任者)

第 5 条 貨物管理責任者は、保税地域を管理運営する者の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各階段での数量、態様等の把握について担当者を指揮監督し、責任をもってこれらの業務を遂行する。

(顧客（荷主）責任者)

第 6 条 顧客（荷主）責任者は、当社が管理運営する保税地域を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状況等を把握し、責任をもってこれらの業務を遂行する。

第3章 貨物管理手続体制

(貨物管理手続き)

第7条 各担当者は、当社が管理運営する保税地域に貨物を搬入、蔵置、取扱い、搬出する各段階における貨物管理手続きについて、次の各条に定める手続きを厳守するものとする。

(搬出入管理)

第8条 輸入貨物の搬入に当たっては、次の各号に定める事務を行う。

- (1) 搬入される外国貨物と船卸票、若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し（以下「搬入関係書類」という。）を対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行う。
- (2) 外国貨物の搬入が終了した時は、搬入関係書類に貨物の到着年月日、搬入の開始及び終了の年月日を記載するとともに、当該貨物に数量の過不足又は損傷があった時はその内容を保税台帳に注記する。
- (3) 上記（2）の処理を行った搬入関係書類に基づき、保税台帳に必要事項を記載し、その搬入関係書類をその写しとともに一定の期間分（一週間程度）を取りまとめて、管轄税関の保税（取締）担当職員に提出する。
- (4) 搬入された貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めた時は、直ちにその内容を貨物管理責任者に報告する。貨物管理責任者はその内容を速やかに管轄税関の保税（取締）担当部門へ連絡する。

イ 上記（1）～（2）で対査した書類に記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準じる異常。

ロ 搬入貨物内に、麻薬、覚せい剤又は銃砲刀剣類等の存在。

2 輸出しようとする貨物の搬入については、その貨物と搬入関係伝票等とを対査して、

貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認をした上で、保税台帳に必要事項を記載する。

3 輸入貨物等の搬出については、次の各号に定める事務を行う。

- (1) 貨物を搬出する場合は、荷主、通関業者、運送業者等貨物を搬出しようとする者から、当該搬出貨物に係る許可書又は承認書（以下「搬出関係書類」という）をあらかじめ提示させ、それらの書類と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、これらの書類に確認印を押印し、貨物の搬出を認め、必要事項を保税台帳に記帳する。

(2) 提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物の相違を発見したときは、直ちにその内容を貨物管理責任者に報告する。貨物管理責任者はその内容を速やかに管轄税関の保税（取締）担当部門へ連絡する。

4 輸出貨物の搬出については、次に定める事務を行う。

- (1) 輸出の許可を受けた貨物を搬出する場合は、荷主又は通関業者から当該搬出しようとする貨物に係る輸出許可書をあらかじめ提示させ、それらの書類と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、これらの書類に確認印を押印し、貨物の搬出を認め、必要事項を保税台帳に記帳する。
- (2) 提示された輸出許可書の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された輸出許可書と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を貨物管理責任者に報告する。貨物管理責任者はその内容を速やかに管轄税関の保税（取締）担当部門へ連絡する。

(蔵置管理)

第 9 条 外国貨物（輸入許可前の貨物及び輸出の許可を受けた貨物をいう。以下同じ）又は輸出しようとする貨物については、純粹の内国貨物と混合することのないように区分し、その貨物の積載船名、品名、個数、数量及び搬入した年月日、その他必要な事項についての表示を付けさせた上、区分して蔵置する。

- 2 危険物（消防法別表に掲げる発火性又は引火性のある貨物）又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、更に一般貨物と区分して蔵置する。
- 3 貴重品その他盜難等のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設けてその施設内に蔵置させる。

(貨物取扱管理)

第 10 条 外国貨物又は輸出しようとする貨物について、「内容の点検」、「改装」、「仕分け」または「その他の手入れ」を行うにあたっては、次の手続きによる。

- (1) 取扱いは担当者自ら又は担当者立会いの下で行う。
- (2) 取扱いの際に、次の事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちに貨物管理責任者を通じて速やかに管轄税関の保税（取締）担当部門に連絡する。
- イ 関係書類に記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準ずる異常。

- 口 貨物内に、麻薬、覚せい剤又は銃砲刀剣類等の存在。
 - ハ その他事故貨物。
- (3) 取扱いが終了したときは、取扱いの内容、月日等を（作業日報等）記録（取扱いの結果、貨物の記号、番号又は数量に変更があった場合は、その記録も併せて）作成し、保税台帳に記帳の後保管する。
- (4) 荷主、通関業者等（以下「荷主等」という。）が取扱いを行った結果、貨物の記号、番号又は数量に変更があった場合は、その記録の作成を求め、これに確認印を押印して返送し、その写しについて前記（3）の処理をする。
- (5) 関税法第69条の2第1項各号（輸出してはならない貨物）及び関税法第69条の11第1項各号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物等、税關から通報要請のあった貨物の取扱いについては、必ず税關へ通報した上で行う。
- 2 外国貨物又は輸出しようとする貨物について、「見本の展示」「簡単な加工」その他これらに類する行為を行うにあたっては、次の手続による。
- (1) 管轄税關の保税（取締）担当部門に『貨物取扱許可申請書』を提出し、取扱いの許可を受ける。
- (2) 上記（1）の手続きを荷主等が行う場合は、その許可書を確認する。
- (3) 本取扱いは『貨物取扱許可書』に基づき担当者自ら又は担当者の立会いの下で行う。
- (4) 取扱貨物の異常については前項（3）による。
- (5) 『貨物取扱許可書』に基づき必要事項を保税台帳に記帳する。
- 3 輸出貨物並びに輸入貨物の税關検査のための搬出手続きは次による。
- (1) 輸出入貨物の見本検査、一部検査又は全部検査が税關検査場で行われる場合は、検査指定表『運搬用』及び『倉主等用』が提出されるので、これに所要の事項を記入し、『倉主等用』は検査貨物を搬出する際の控えとして整理保管し、『運搬用』は検査貨物の蔵置場所と税關検査場等の間の運搬の確認に使用されるため返却する。
- (2) 検査貨物が税關検査場等から蔵置場所に戻された時は、『運搬用』が再提出されるので、『倉主等用』と照合の上、整理保管する。
- (3) 税關検査による搬出入年月日等必要事項を保税台帳に記帳する。
- 4 見本の一時持ち出しの場合の手続は次による。
- 蔵置中の外国貨物を見本として一時持ち出す場合は、荷主又は通関業者に対して税關の許可印が押印された『見本持出許可申請書』の提出を求め、申請書

の内容と当該貨物を対査確認の上搬出を認め、必要事項を保税台帳に記帳する。

5 公務員による見本採取の場合の手続は次による。

- (1) 税関職員が見本採取する場合は「検査指定票」又は「見本採取票」を、その他の公務員が見本採取する場合は、税関の確認印のある「見本採取票」を確認する。
- (2) 保税台帳に採取した貨物の品名等、必要事項を記載する。

6 外国貨物を廃棄する場合の手続は次による。

- (1) 藏置中の外国貨物の廃棄は、税関の受理印のある「外国貨物廃棄届」に基づき廃棄する。
- (2) 保税台帳に廃棄した貨物の品名等、必要事項を記載する。

7 外国貨物を減却する場合の手続は次による。

- (1) 外国貨物の減却は、税関の承認印が押印された「減却承認申請書」を提出させ、対査確認し搬出（減却）を認める。
- (2) 保税台帳に搬出（減却）した貨物の品名等、必要事項を記載する。

（記帳、記録、保管）

第11条 記帳等の管理については、次のとおりとする。

保存台帳への記帳は、外国貨物、輸入の許可を受けた貨物及び輸出しようとする貨物である旨を明らかにして、記帳すべき事実が発生した都度行う。

保税蔵置場で蔵置期間が3カ月を超えるような貨物がある場合は、事前に顧客（荷主）に輸出入の意向を確認し税関に連絡する。3カ月をむかえたら税関に連絡し「長期蔵置貨物報告書」を作成し、速やかに税関に連絡する。

保税台帳及びその他の関係帳票の保存期間は2年とする。ただし税関職員の検査を受けたものについては、2年に満たないものであっても保存を要しない。

搬入、搬出に係る許可書、承認書の原本又は写しの保存期間は6カ月とする。ただし、税関職員の検査を受けたものについては6カ月に満たないものであっても保存を要しない。

（顧客（荷主）管理）

第12条 各担当者（営業担当者を含むは、顧客（荷主）の資質、経営状態等について把握するとともに、寄託、検品、取扱いその他要望等で不審な点を認めた時は、速やかに顧客（荷主）責任者に報告する。顧客（荷主）責任者は、当社が管理運営する保税地域における貨物について無用の事故を防止し、健全な保税地域の運営を図る観点から、貨物管理上必要な顧客（荷主）の状況を貨物管理責任

者に伝達する。

第4章 貨物保全体制

(外国貨物の保全措置)

第13章 当社が管理運営する保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税地域への人又は貨物の出入りチェックするほか、常時又は定期的に巡回警備等を行う。

第5章 税関への通報体制

(報告)

第14条 すべての従業員は、職務を通じて発見し、或いは入手した貨物管理上必要な内容を速やかに貨物管理責任者に報告する。ただし、顧客（荷主）に関する内容については、顧客（荷主）責任者に報告する。

(税関への通報)

第15条 貨物管理責任者は、貨物管理上必要な内容を把握したときは速やかに管轄税関の保税（取締）担当部門に通報するとともに、貨物保全上必要な措置を講じる。

第6章 雜則

(教育訓練)

第16条 総合責任者は、関連部門の協力を得て、すべての役員及び従業員に対して、社内貨物管理規定の方針及び手続きを理解させ、関係法令、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人の職務を明確に把握させるための教育、訓練を行う。

(評価・監査)

第17条 社内貨物管理規定の諸手続きが厳格に遵守されかつ実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内貨物管理規定の実行性の評価、改善のための勧告を行う。

- 2 内部監査人は、別紙『社内貨物管理体制組織図』のとおりとする。
- 3 内部監査人による評価・監査は年1回実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。

(留意事項)

第18条 この規定並びに関係法令に違反した場合、就業規則に基づき処分を行う。

付則 この規定は、平成22年 月 日から実施する。

別紙 社内貨物管理体制組織図（省略）

記載例 3.

貨物取扱利用見込表

自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日

区分	品名	数量(トン)	備考
輸出			
小計			
輸入			(主な荷主及び原産国)
	魚介類	500	東市場 ロシア
			カ 水産 米 国
			ニ 水 中 国
	野菜類		
	肉類		
小計			
合計			

8~10月通年仕入予定

搬入 16件

鯵フレー 50t

抱卵鯵 400t

搬出 16件

数の子 50t